

平成十一年建設省令第十三号

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定
資格者検定機関等に関する省令
建築基準法の一部を改正する法律(平成十年法律第百号)の一部の施行に伴い、及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の規定に基づき並びに同法を実施するため、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 指定建築基準適合判定資格者検定機関(第一条～第十三条)
第二章の二 指定構造計算適合判定資格者検定機関(第十三条の二・第十三条の三)
第三章 指定確認検査機関(第十四条～第三十条)
第四章 指定認定機関(第三十二条～第四十六条)
第五章 承認認定機関(第四十七条～第五十七条)
第六章 指定性能評価機関(第五十八条～第七十一条の二)
第七章 承認性能評価機関(第七十二条～第七十九条)
第八章 雜則(第八十条)
附則 第一章 総則(用語)
第一項 この規則において使用する用語は、建築基準法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。
第二項 指定建築基準適合判定資格者検定機関(指定の申請)
第三項 指定建築基準適合判定資格者検定機関(機関)
第四項 指定建築基準適合判定資格者検定機関に係る(指定の申請)
第五項 法第五条の二第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
第六項 一 名称及び住所 二 建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 建築基準適合判定資格者検定事務を開始しようとする年月日

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 建築基準適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所ごとの検定用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 法第七十七条の七第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定委員の選任に関する事項を記載した書類

十一 法第七十七条の三第四号イ又はロの規定に関する役員の誓約書

十二 その他参考となる事項を記載した書類(指定建築基準適合判定資格者検定機関に係る名称等の変更の届出)

十三 法第七十七条の五第二項に規定する建築基準適合判定資格者検定事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 建築基準適合判定資格者検定事務を行おうする事項

二 建築基準適合判定資格者検定事務を行う事務所及び検定地に関する事項

三 建築基準適合判定資格者検定事務の実施の方法に関する事項

四 受検手数料の収納の方法に関する事項

五 建築基準適合判定資格者検定委員の選任及び解任に関する事項

六 建築基準適合判定資格者検定事務に関する秘密の保持に関する事項

七 建築基準適合判定資格者検定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

八 その他建築基準適合判定資格者検定事務の実施に關し必要な事項

九 (建築基準適合判定資格者検定事務規程の認可の申請)

一 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の九第一項の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る建築基準適合判定資格者検定事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(役員の選任及び解任の申請)

一 延長の場合は、次に掲げる事項が、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

二 法第七十七条の十一に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第十二条の規定

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

二 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第七十七条の三第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならぬ。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(事業計画等の認可の申請)

一 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 変更しようとする年月日

三 変更しようとする年月日

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(帳簿)

一 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十一に規定する国土交通省令で定める建築基準適合判定資格者検定事務に関する事項は、次のとおりとする。

二 変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の人指定建築基準適合判定資格者検定機関の名称若しくは住所又は建築基準適合判定資格者検定事務を行なう事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由(役員の選任及び解任の申請)

一 延長の場合は、次に掲げる事項が、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録され、必要に応じ指定建築基準適合判定資格者検定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第七十七条の十一に規定する帳簿への記載に代えることができる。

二 法第七十七条の十一に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第十二条の規定

による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。
(建築基準適合判定資格者検定事務の実施結果の報告)
第十条 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、建築基準適合判定資格者検定を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定の別
二 檢定年月日
三 檢定地
四 受検者数
五 合格者数
六 合格年月日
前項の報告書には、合格者の受検番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添えなければならぬ。
(建築基準適合判定資格者検定事務の休廃止の許可)
第十一条 指定建築基準適合判定資格者検定機関は、法第七十七条の十四第一項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 休止し、又は廃止しようとする建築基準適合判定資格者検定事務の範団
二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
三 休止又は廃止の理由
(建築基準適合判定資格者検定事務等の引継ぎ)
第十二条 指定建築基準適合判定資格者検定機関(国土交通大臣が法第七十七条の十五第一項又は第二項の規定により指定建築基準適合判定資格者検定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定建築基準適合判定資格者検定機関であつた者は、法第七十七条の十六第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一 建築基準適合判定資格者検定事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
二 建築基準適合判定資格者検定事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(公示)
第十三条 法第七十七条の五第一項及び第三項、法第七十七条の十四第三項、法第七十七条の十

五 第三項並びに法第七十七条の十六第二項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。
第二章の二 指定構造計算適合判定資格者(指定構造計算適合判定資格者検定機関に係る指定の申請)
第十三条の二 法第五条の五第一項に規定する指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 構造計算適合判定資格者検定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
二 構造計算適合判定資格者検定事務を開始しようとする年月日
三 構造計算適合判定資格者検定事務を行おうとする年月日
四 一名称及び住所
五 (準用)
第十三条の三 第二条第二項の規定は法第五条の五第一項に規定する指定の申請に、第三条から第十三条までの規定は指定構造計算適合判定資格者検定機関について準用する。
第三章 指定確認検査機関に係る指定の申請(指定確認検査機関についての指定)
第十四条 法第七十七条の十八第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において確認検査の業務を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に、別記第一号様式の指定確認検査機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。
一 定款及び登記事項証明書
二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で確認検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの
四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 (指定確認検査機関に係る指定区分)
第十五条 法第七十七条の十八第二項の国土交通省令で定める確認検査の業務の区分は、次に掲げるものとする。
一 床面積の合計が三百平方メートル以内の建築物(当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)以下「令」という。)第百四十六条第一項各号に掲げる建築設備を含む。以下この条において同じ。の長の証明書
二 申請者が法人である場合はその役員(員)が法第七十七条の十九第一号及び第二号に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
三 申請者が法人である場合はその役員(員)が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類
四 申請者が法人である場合はその役員(員)が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類
五 申請者が法人である場合はその役員(員)が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類
六 申請者の所在地を記載した書類

七 申請者の所在地を記載した書類
八 申請者の(法人である場合はその役員(員))が法第七十七条の十九第一号及び第二号に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
九 申請者が法人である場合はその役員(員)が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類
十 申請者が法人である場合はその役員(員)が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類
十一 申請者の所在地を記載した書類
十二 申請者の(法人である場合はその役員(員))が法第七十七条の十九第一号及び第二号に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長の証明書
十三 申請者の(法人である場合はその役員(員))が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類
十四 申請者の親会社等について、前各号(第三号、第四号、第十号から第十一号まで及び前号を除く。)に掲げる書類(この場合において、第五号及び第八号から第九号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。)
十五 申請者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第十七条第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するため必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、当該措置の内容を証する書類
十六 その他参考となる事項を記載した書類

五 確認検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

六 確認検査員又は副確認検査員の選任及び解任に関する事項

七 確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 確認検査員又は副確認検査員の配置に関する事項

九 確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

十 確認検査の業務の実施体制に関する事項

十一 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項

十二 法第七十七条の二十九の二各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項

十三 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(掲示等の記載事項等)

第二十七条 法第七十七条の二十八の規定による。国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定の番号 法第七十七条の二十八の規定による。

二 指定の有効期間 法第七十七条の二十八の規定による。

三 機関の名称 法第七十七条の二十八の規定による。

四 代表者氏名 法第七十七条の二十八の規定による。

五 主たる事務所の住所及び電話番号 法第七十七条の二十八の規定による。

六 取り扱う建築物等 法第七十七条の二十八の規定による。

七 実施する業務の態様 法第七十七条の二十八の規定による。

八 法第七十七条の二十九第一項の確認 検査機関が行う掲示及び公衆の閲覧は別記第九号様式によるものとする。

九 法第六条の二第五項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による。次条第三項において同じ。)別記第三号様式の建築計画概要書(第三面を除く。)に記載すべき事項

第十一条 法第七十七条の二十九第一項の確認 検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ 建築物 建築基準法施行規則(昭和二十一年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)別記第三号様式の建築計画概要書(第三面を除く。)に記載すべき事項

ロ 建築設備 施行規則別記第八号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ 法第八十八条第一項に規定する工作物 施行規則別記第十号様式(令第百三十八条规定による場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

第二項第一号に掲げる工作物にあつては、施行規則別記第八号様式(昇降機用)による申請書の第二面に記載すべき事項

二 法第八十八条第二項に規定する工作物 施行規則別記第十一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

二 法第六条の二第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の引受けを行つた年月日、法第七十七条の二第三項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による引継ぎを完了するまで保存しないこととする。

(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該書類の二十九第一項に規定する帳簿への記載に代え

ることができる。

二 法第七十七条の二十九第一項に規定する帳簿

(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、第三十条の規定による引継ぎを完了するまで保存しなければならない。

(図書の保存)

二 法第七十七条の二十九第二項の確認 検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めることは、施行規則第三条の三において準用する場合を含む。次号において同じ。)に規定する書面を交付した年月日並びに仮使用認定の受けを行つた年月日

三 法第七条の二第三項及び法第七条の四第二项の通知を行つた年月日

四 法第七条の二第一項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)及び法第七条の四第二项の通知を行つた年月日

五 法第七条の二第三項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)及び法第七条の四第二项の通知を行つた年月日

六 認査員又は副確認検査員の氏名

六 当該指定確認検査機関(次号において「機関」という。)が行つた確認検査の結果

七 機関が交付した確認済証、検査済証、中間検査合格証及び施行規則別記第三十五号の三様式の仮使用認定通知書の番号並びにこれらを交付した年月日

八 当該建築物等に係る確認検査の業務に関する手数料の額

九 法第六条の二第五項(法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による。次条第三項において同じ。)別記第三号様式において同じ。)別記第三号様式の建築計画概要書(第三面を除く。)に記載すべき事項

第十一条 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による。次条第三項において同じ。)別記第三号様式において同じ。)別記第三号様式の建築計画概要書(第三面を除く。)に記載すべき事項

一 第六項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

二 第六項(法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

三 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

四 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

五 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

六 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

七 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

八 法第七十七条の二第五項(法第八十七条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告を行つた年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定確認検査機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるとときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同条各号の書類に代えることができる。

3 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は

4 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は

5 法第七十七条の二十九第二項に規定する書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は

6 六条の二第一項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から十五年間保存しなければならない。

二 法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書

三 法人である場合には、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類

四 法人である場合には、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその者のなした出資の価額を記載した書類

五 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

六 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

七 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

八 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

九 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十二 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十三 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十四 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十五 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十六 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十七 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十八 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十九 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

二十 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

建築物又は工作物に係る法第六条第一項又は法第六条の二第一項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から十五年間保存しなければならない。

二 法第七十七条の二十九の二第四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書

三 法人である場合には、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類

四 法人である場合には、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその者のなした出資の価額を記載した書類

五 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

六 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

七 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

八 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

九 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十二 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十三 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十四 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十五 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十六 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十七 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十八 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十九 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

二十 法人であつて、その者の親会社等が指定構成計算適合性判定機関である場合には、事務所の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

置いた日から起算して五年を経過する日までの間当該確認検査の業務を行う事務所に備え置くものとする。

6 指定確認検査機関は、法第七十七条の二十九の二各号の書類（第四項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を閲覧に供するため、閲覧に関する規則を定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けの他の適切な方法により公にしておかなければならぬ。

（監督命令に係る公示の方法）

第二十九条の三 法第七十七条の三十第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 監督命令をした年月日

二 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三 監督命令の内容

四 監督命令の原因となつた事実

（特定行政庁による報告）

第二十九条の四 法第七十七条の三十一第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について、文書をもつて行うものとする。

一 立入検査を行つた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地

二 立入検査を行つた年月日

三 法第七十七条の三十二第三項に規定する事実の概要及び当該事実を証する資料

四 その他特定行政庁が必要と認めること（指定確認検査機関に係る業務の休廃止の届出）

第三十条 指定確認検査機関は、法第七十七条の二第一項の規定により確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第十号様式の指定確認検査機関業務休廃止届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の規定による提出をしたときは、当該指定確認検査機関業務休廃止届出書の写しを、その業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならない。（処分の公示）

第三十一条の二 法第七十七条の三十五第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、国土定による公示は、次に掲げる事項について、国土

土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

一 処分をした年月日

二 処分を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三 処分の内容

四 処分の原因となつた事実

（確認検査の業務の引継ぎ）

第三十一条 指定確認検査機関（国土交通大臣等が法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定確認検査機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定確認検査機関であつた者。次項において同じ。）は、法第七十七条の三十四第一項の規定により確認検査の業務の全部を廃止したとき又は法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 確認検査の業務を、所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

二 法第七十七条の二十九第一項の帳簿を国土交通大臣等に、同条第二項の書類を所轄特定行政庁に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣等又は所轄特定行政庁が必要と認める事項

二 指定確認検査機関は、前項第一号の規定により書類を引き継ぐとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄特定行政庁に協議しなければならない。（指定確認検査機関）

第三十二条 指定確認検査機関（国土交通大臣の指定に係るものに限る。）の名称及び住所、指定区分（当該指定確認検査機関が確認検査員を選任しないものである場合にあつては、指定区分及びその旨）、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

第三十三条 指定構造計算適合性判定機関（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申

判定の業務を行おうとする場合にあつては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあつては当該都道府県知事に、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

一定款及び登記事項証明書

二 申請日の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とすればならない。

三 申請日の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で構造計算適合性判定の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請者が係る意思の決定を証する書類

五 申請者が法人である場合に、役員又は第十八条条に規定する構成員の氏名及び略歴（構成員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 事務所の所在地を記載した書類

八 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九 申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第九号に該当しない者であることを誓約する書類

十 申請者が法人である場合においては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の価額を記載した書類

十一 別記第十号の二の二様式による構造計算適合性判定の業務の予定期件数を記載した書類

十二 別記第十号の二の三様式による過去二事業年度以内において構造計算適合性判定を行つた件数を記載した書類

十三 構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を記載した書類

十四 申請者の親会社等について、前各号（第三号、第四号、第十号の二から第十二号まで及び前号を除く。）に掲げる書類（この場合において、第五号及び第八号から第十号までの規定中「申請者」とあるのは「申請者の親会社等」と読み替えるものとする。）

十五 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第三十一条の三の四第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、当該措置の内容を証する書類

十六 第九号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により構造計算適合性判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

十七 第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

十八 第三十一条の三の三 法第七十七条の三十五の四第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

十九 第三十一条の三の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

二十 第三十一条の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

二十一 第三十一条の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

二十二 第三十一条の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

二十三 第三十一条の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

二十四 第三十一条の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

二十五 第三十一条の二 法第七十七条の三十五の三第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業

年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の（い）欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに（ろ）欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同一表の（は）欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（二未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。

に限る。)に適合する
かどうかの判定

床面積の合計 が二千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以下の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える建築物
百九 十	百六 四十	二百 四十	百九 十	百六 四十	百九 十	百九 十
床面積の合計 が五千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が五千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が五千平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が一千五百平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が一千五百平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が一千五百平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が一千五百平方メートルを超える建築物
トール以内の建 築物	トール以内の建 築物	トール以内の建 築物	トール以内の建 築物	トール以内の建 築物	トール以内の建 築物	トール以内の建 築物
一 トールを超 える建築物	一 トールを超 える建築物	一 トールを超 える建築物	一 トールを超 える建築物	一 トールを超 える建築物	一 トールを超 える建築物	一 トールを超 える建築物
四十 四	九十 九	一百三 十	一百六 十	一百九 十	一百九 十	一百九 十

性判定機関の構造計算適合性判定員(職員であ る前項の常勤換算方法とは、指定構造計算適合性判定機関に係る指定構造計算適合性判定員(職員であ る)	特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(法第二十条第一項第二号イに規定する方法による構造計算によって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかの判定	第三号の国土交通省令で定める額は、その者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法による責任その他の民事上の責任(同法の規定により当該構造計算適合性判定に係る建築物について法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定を行う権限を有する都道府県知事が統括する都道府県が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む)の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。
一千五百万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。	一千五百平方メートル以内の建築物に係る構造計算適合性判定を行おうとする場合(ロに該当する場合を除く。)五千万元	一千五百万円。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに定める額とする。

内 の建 築物 が五万平方メートルを超える建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物	床面積の合計 が二千平方メートルを超える、一万平方メートル以内の建築物
三百円 (ロ)	五百平方メートル (イ)	五百平方メートル (イ)	五百平方メートル (ロ)	五百平方メートル (ロ)	五百平方メートル (ロ)	五百平方メートル (ロ)
四十 四	九十 九	一百三 十	一百六 十	一百九 十	一百九 十	一百九 十

第三十二条の四の五 第三十二条の三から第三十二条の四までの規定は、法第七十七条の三十五の七第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関が指定の更新を受けようとする場合について行つた構造計算適合性判定の件数の合計を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額	二 その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数と当該事業年度の前事業年度から起算して過去二十事業年度以内において行つた構造計算適合性判定の件数の合計を、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の別に応じて区分し、当該区分した件数にそれぞれ同表の(ロ)欄に掲げる額を乗じて得た額を合計した額
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第三十二条の四の六 国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三	第三十二条の四の七 都道府県知事の指定に係る指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定により構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定機関選任等届出書を国土交通大臣等に提出しなければならない。
-----------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

第三十二条の八 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新に係る認可の申請	第三十二条の八 指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定により構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定機関選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事(その指定をした都道府県知事を除く。)に送付しなければならない。
第三十二条の九 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新に係る認可の申請	第三十二条の九 指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定により構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定機関選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事(その指定をした都道府県知事を除く。)に送付しなければならない。
第三十二条の十 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新に係る認可の申請	第三十二条の十 指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定により構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定機関選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事(その指定をした都道府県知事を除く。)に送付しなければならない。
第三十二条の十一 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新に係る認可の申請	第三十二条の十一 指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定により構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定機関選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事(その指定をした都道府県知事を除く。)に送付しなければならない。
第三十二条の十二 指定構造計算適合性判定機関に係る指定の更新に係る認可の申請	第三十二条の十二 指定構造計算適合性判定機関は、前項の規定により構造計算適合性判定機関構造計算適合性判定機関選任等届出書の写しを、関係委任都道府県知事(その指定をした都道府県知事を除く。)に送付しなければならない。

3 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十二第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その構造計算適合性判定業務規程を関係委任都道府県知事（その指定をした都道府県知事を除く。）に送付しなければならぬ。

（構造計算適合性判定業務規程の記載事項）

第三十一条の九 法第七十七条の三十五の十二第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 構造計算適合性判定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が構造計算適合性判定の業務を行う区域に関する事項
- 三 構造計算適合性判定の業務の範囲に関する事項
- 四 構造計算適合性判定の業務の実施方法に関する事項
- 五 構造計算適合性判定に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 構造計算適合性判定員の選任及び解任に関する事項
- 七 構造計算適合性判定の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 構造計算適合性判定員の配置に関する事項
- 九 構造計算適合性判定の業務の実施体制に関する事項
- 十 構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項
- 十一 法第七十七条の三十五の十五各号に掲げる書類の備置き及び閲覧に関する事項
- 十二 その他構造計算適合性判定の業務の実施に関し必要な事項
(掲示等の記載事項等)

第三十二条の九の二 法第七十七条の三十五の十三の規定による国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定の番号
- 二 指定の有効期間
- 三 機関の名称
- 四 代表者氏名
- 五 主たる事務所の住所及び電話番号
- 六 委任都道府県知事
- 七 取り扱う建築物

2 法第七十七条の三十五の十三の規定により指定構造計算適合性判定機関が行う掲示及び公衆の閲覧は別記第十号の六の二様式によるものとする。

指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七
条の三十五の十二第一項の認可を受けたときは、
遅滞なく、その構造計算適合性判定業務規
程を関係委任都道府県知事（その指定をした都
道府県知事を除く。）に送付しなければなら
ない。

3 法第七十七条の三十五の十三の規定による公衆の閲覧は、指定構造計算適合性判定機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。
(帳簿)

て電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項の図書及び書類に代えることができる。

て同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は出入力装置の映像面上に表示する方法で行うものとする。

<p>法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する衆の閲覧は、指定構造計算適合性判定機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>第三十一条の十一の二 法第七十七条の三十五の十四号の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 定款及び登記事項証明書</p> <p>二 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書又は損益計算書</p> <p>三 法人である場合にあっては、役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類</p> <p>四 法人である場合にあっては、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出资者の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者になした出資の価額を記載した書類</p> <p>五 法人であつて、その者の親会社等が指定確認検査機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類</p> <p>六 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五第一号及び前項第二号に定める書類を、事業年度ごとに当該事業年度経過後三月以内に作成し、遅滞なく構造計算適合性判定の業務を行う事務所ごとに備え置くものとする。</p> <p>七 指定構造計算適合性判定機関は、法第七十七条の三十五の十五第二号及び第三号並びに第一項第一号及び第三号から第五号までに定める書類に記載した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該書類の記載を変更しなければならない。</p> <p>八 電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ構造計算適合性判定の業務を行う事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されることは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項の図書及び書類に代えることができる。</p> <p>九 法第七十七条の三十五の十五各号の書類が、</p>	<p>法第七十七条の三十五の十四第二項に規定する書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、次に記録媒体をもつて同項の図書及び書類に代えることができる。</p> <p>一 別記第十八条号の二様式による申請書の第二面及び第三面並びに別記第四十二号の十二の二様式による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項</p> <p>二 法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請を受理した年月日及び法第十八条の二第四項において読み替えて適用する法第十八条第四項の規定による通知を受けた年月日</p> <p>三 構造計算適合性判定を実施した構造計算適合性判定員の氏名</p> <p>四 構造計算適合性判定の結果</p> <p>五 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日</p> <p>六 構造計算適合性判定の業務に関する手数料の額</p> <p>前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体をもつて同項の図書及び書類とみなす。</p> <p>（図書の保存）</p> <p>第三十一条の十一の十一 法第七十七条の三十五の十四第二項の構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の十において準用する施行規則（施行規則第八条の二第七項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類とする。</p> <p>前項の図書及び書類が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ指定構造計算適合性判定機関において</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

て同条各号の書類に代えることができる。この場合における同条の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は出入力装置の映像面上に表示する方法で行うものとする。

て準用する場合を含む。(以下同じ。)の規定による認証の更新をいう。(以下同じ。)次に定める方法に従い、認定員二名以上によつて行うこと。

イ 施行規則第十条の五の五に規定する型式部材等製造者認証申請書及びその添付図書をもつて行うこと。

ロ 審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは法第六十八条の十三各号に掲げる基準に適合していなかかるかの判断ができると認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

ハ 施行規則第十二条の二の三第二項各号に掲げる場合を除き、当該申請に係る工場その他の事業場(以下この章において「工場等」という。)において実地に行うこと。

(認定員の要件)

第三十八条 法第七十七条の四十二第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に該当する者であることをとする。

一 型式適合認定を行う場合 次のイからニまでのいずれかに該当する者

イ 学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の認定等の業務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

ロ 建築、機械、電気若しくは衛生その他の認定等の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に從事し、又は從事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

ハ 一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、かつ、建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査に係る部門の責任者としてこれらへの業務に関して三年以上の実務の経験を有する者

二 國土交通大臣がイからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

二 型式部材等製造者の認証を行う場合 次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イからハまでのいずれかに該当する者

イ 前号イからハまでのいずれかに該当する者

第四十条 指定認定機関は、法第七十七条の四十第一項前段の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第十五号様式の指定認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

二 指定認定機関は、法第七十七条の四十五第一項後段の規定により認定等業務規程の変更の認可を受けようとするときは、別記第十六号様式の指定認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(認定等業務規程の記載事項)

第四十一条 法第七十七条の四十五第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定等の業務を行う時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が認定等の業務を行う区域に関する事項

三 認定等の業務の範囲に関する事項

四 認定等の業務の実施方法に関する事項

五 認定等に係る手数料の収納の方法に関する事項

六 認定員の選任及び解任に関する事項

七 認定等の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 認定等の業務の実施体制に関する事項

九 認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項

十 その他認定等の業務の実施に関し必要な事項

(指定認定機関による認定等の報告)

第四十二条 指定認定機関は、法第六十八条の二十一項に規定する認定等を行つたときは、

2 指定認定機関による認定等の報告

一 建築材料又は建築物の部分の製造、検査等以上の知識及び経験を有する者と同様の知識及び経験を有する者と認める者

二 國土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同様の知識及び経験を有する者と認める者

三 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

四 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

五 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

六 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

七 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

八 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

九 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

十 指定認定機関は、法第七十七条の四十七第一項に規定する帳簿等以上の知識及び経験を有する者と認める者

2 指定認定機関による認定等の報告

一 指定認定機関による認定等の報告

二 指定認定機関による認定等の報告

三 指定認定機関による認定等の報告

四 指定認定機関による認定等の報告

五 指定認定機関による認定等の報告

六 指定認定機関による認定等の報告

七 指定認定機関による認定等の報告

八 指定認定機関による認定等の報告

九 指定認定機関による認定等の報告

十 指定認定機関による認定等の報告

(処分の公示)

第四十五条の二 法第七十七条の五十一第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について、官報で行うものとする。

一 処分をした年月日
二 処分を受けた指定認定機関の名称及び事務所の所在地並びにその者が法人である場合にあつては代表者の氏名

三 処分の内容

四 処分の原因となつた事実
(認定等の業務の引継ぎ)

第四十六条 指定認定機関 (国土交通大臣が法第七十七条の五十一第一項又は第二項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合にあっては、当該指定認定機関であった者) は、法第七十七条の五十二第三項に規定する場合には、

次に掲げる事項を行わなければならない。
一 認定等の業務を行つなければならない。
二 認定等の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

第四十六条の二 指定認定機関の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日 (指定認定機関)

第五章 承認認定機関

(承認認定機関に係る承認の申請)

第四十七条 法第七十七条の五十四第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第二十号様式の承認認定機関承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請の日の属する事業年度の前事業年度に定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人に

三 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出しなければならない。
四 第二項において準用する法第七十七条の二十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第二十号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十二条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第二十六号様式の承認認定機関認定等業務規程認可申請書に当該認可に係る認定等業務規程を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

三 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出しなければならない。
四 第二項において准用する法第七十七条の四十五第一項の規定により認定等業務規程の認可を受けようとするときは、別記第二十七号様式の承認認定機関認定等業務規程変更認可申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、

(承認認定機関に係る名稱等の変更の届出)

第四十八条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定によりその名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第二十二号様式の承認認定機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関の業務区域の変更に係る認可の申請)
第四十九条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の増加に係る認可の申請をしようとするときは、別記第二十三号様式の承認認定機関業務区域増加認可申請書に第三十二条第三号から第五号まで、第七号、第十三号及び第十四号並びに第四十七条第二号及び第二号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十二第一項の規定により業務区域の減少の届出をしようとするときは、別記第二十四号様式の承認認定機関の業務区域の変更の届出) (承認認定機関の業務区域の変更の届出)
第五十一条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の二十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第二十号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十二条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の四十五第一項の規定によりその認定員の選任又は解任を届け出ようとするときは、別記第二十号様式の承認認定機関認定員選任等届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関に係る業務の休廃止の届出)

条までの規定は承認認定機関について準用する。

第六章 指定性能評価機関

(指定性能評価機関に係る指定の申請)

第五十三条 承認認定機関は、法第七十七条の五十四第二項において準用する法第七十七条の三十九第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記第二十八号様式の承認認定機関業務休廃止届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(承認認定機関に係る業務の休廃止の届出)

これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十四条 令百三十六条の二の十三の旅費の額に相当する額 (以下「旅費相当額」という) は、国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旅費法」といいう。) の規定により支給すべきこととなる旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) 第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表 (二) による職務の級が六級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。

第五十五条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十六条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

第五十七条 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十八条 法第七十七条の五十六第一項の規定による指定を受けようとする者は、別記第二十九号様式の指定性能評価機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

第五十九条 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

四 申請に係る意思の決定を証する書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

五 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

六 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

七 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

八 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

九 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

十 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

十一 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

十二 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

十三 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

十四 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

十五 申請者が法人である場合においては、役員の名前及び運営に関する事項を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度に設立された法人に提出する場合は、役員の名前及び略歴 (構成員が法人である場合は、その法人の名前) を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で性能評価の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの

(心身の故障により性能評価の業務を適正に行うことができる者)

第五十八条の二 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十七第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により性能評価の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十二条第一項(特定主要構造部の一部に関するものに限る)、法第二十三条法第二十七条第一項(特定主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る)、法第六十一条第一項(防火設備に関するものに限る)、令第七十条、令第一百八条の三第一号(床、壁又は防火設備に関するものに限る)、令第一百九条の三第一号及び第二号ハ、令第一百九条の八(防火設備に関するものに限る)、令第一百十二条第一項、第二项、第四项第一号及び第十二项(ただし書、令第一百四十五条第五項、令第一百五十五条の二第一項第四号、令第一百二十九条の二の四第一项第七号ハ、令第一百三十七条の二の四第一号口並びに令第一百三十七条の十第一号口(4)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二 法第二条第九号並びに令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の二 法第二十条第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の三 法第二十二条第一項(特定主要構造部の全部に関するものに限る)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の四 法第二十二条第一項(特定主要構造部の全部に関するものに限る)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の五 法第二十二条第一項(特定主要構造部の全部に関するものに限る)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三 法第二十二条第一項及び法第六十二条の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三の二 法第二十七条第一項(特定主要構造部の全部に関するものに限る)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四 法第三十条第一項第一号及び第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

五 法第三十一条第二項、令第二十九条、令第三十条第一項及び令第三十五条第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

六 法第三十七条第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

七 令第二十条の二第一号ニの認定に係る性能評価を行う者としての指定

八 令第二十条の三第二项第一号口の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の二 令第二十条の七第一項第二号の表及び八の四 令第二十条の八第一項第一号口(1)令第二十条の八第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の三 令第二十条の七第二項から第四項まで八の四の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の五 令第二十条の八第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の六 令第二十条の九の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九 令第二十二条の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二 令第二十二条の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の三 令第二十二条の七第一項、令第一百二十九条第一項及び令第一百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の四 令第二十二条の二第一項第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の五 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の六 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の七 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の八 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の九 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十一 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十二 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十三 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十四 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十五 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十六 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十七 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十八 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の十九 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十一 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十二 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十三 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十四 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十五 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十六 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十七 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十八 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の二十九 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の三十 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の三十一 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

九の三十二 令第二十二条の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五 令第一百九条の八(建築物の部分に関するものに限る)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十六 令第一百二十九条第三項第一号及び第二十一項、令第一百二十九条第九项各号及び第二十二项、令第一百二十九条の二第二项第一号、令第一百二十九条の十三の二第二项並びに令第一百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十七 令第一百五十五条第一項第三号及び第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十八 令第一百二十三条第三项第一号及び令第一百二十九条の十三の三第三项の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十九 令第一百二十六条の五第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十 令第一百二十六条の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十一 令第一百二十八条の七第一項、令第一百二十九条第一項及び令第一百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十二 令第一百二十九条の二の四第一項第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十三 令第一百二十九条の二の四第二项第三号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十四 令第一百二十九条の二の六第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十五 令第一百二十九条の四第一項第三号、令第一百二十九条の八第二项、令第一百二十九条の十第二项及び第四项並びに令第一百二十九条の十二第二项第六号、第二项及び第五项の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十六 令第一百二十九条の十五第一号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十七 令第一百三十七条の二の二第一项第一号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十八 令第一百三十七条の二の二第二项第一号(ただし書)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二十九 令第一百三十七条の四第一号口の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十 令第一百三十七条の十第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十一 令第一百三十七条の十一第一号イ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十三 令第一百四十条第二项において準用する令第一百三十九条第一项第三号及び第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十四 令第一百四十四条第二项第一号口及び第五号の認定並びに同条第二项において読み替えて準用する令第一百二十九条の四第一项第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十五 令第一百四十三条第二项第一号口及びハ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十六 令第一百四十四条第一项第一号口及びハ(2)の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十七 令第一百四十四条第一项第三号及び第五号の認定並びに同条第二项において読み替えて準用する令第一百二十九条の四第一项第三号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十八 施行規則第一条の三第一項第一号イ及び二口(1)及び(2)並びに同項の表三の各項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三十九 施行規則第八条の三の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四十 令第六十条 指定性能評価機関に係る名称等の変更の届出(指定性能評価機関に係る名称等の変更の届出)

四十一 令第六十条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二项において準用する法第七十七条の三十九第二项の規定によりその名称若しくは住所又は性能評価の業務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、別記第三十号様式の指定性能評価機関変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関の業務区域の変更に係る許可の申請)

第六十一条 指定性能評価機関は、法第七十七条の五十六第二项において準用する法第七十七条の四十一第一项の規定により業務区域の増加又は減少に係る許可の申請をしようとするときは、別記第三十一号様式の指定性能評価機関業務区域変更許可申請書に第五十八条第一号から第五号まで、第七号、第十一号、第十四号及び第十号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(指定性能評価機関に係る指定の更新)

第六十二条 法第七十七条の五十六第二项において準用する法第七十七条の四十一第一项の規定により、指定性能評価機関が指定の更新を受け

ようとする場合は、第五十八条及び第五十九条の規定を準用する。

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によつて行うこととする。

一 施行規則第十条の五の二十一第一項各号に掲げる図書をもつて行うこと。
二 審査を行う際に、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは性能評価を行つことが困難であると認めるときは、追加の書類を求めて審査を行うこと。

三 前二号の書類のみでは性能評価を行うことが困難であると認めるときは、第五号の規定により審査を行う場合を除き、申請者にその旨を通知し、当該構造方法、建築材料又はプログラム（次条第二号ロにおいて「構造方法等」という。）の実物又は試験体その他これらに類するものの提出を受け、当該性能評価を行つことが困難であると認める事項について試験その他の方法により審査を行うこと。

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行つた場合は、当該認定の区分に応じ、それぞれ次に示す試験方法により性能够評価を行うこと。
イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項（特定主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条规定によるガス有害性試験不要材料令第八十条の二第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(1) 施行規則別表第二の法第二条第九号の認定に係る評価の項の（い）欄に規定するガス有害性試験不要材料令第八十条の二第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていることを確かめるための基準として次に掲げる基準に適合するもの

(2) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(3) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(4) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができる。

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(3) 通常の火災による火熱を適切に再現することができる装置を用い、通常の火災による火熱を適切に再現した加熱により行うものであること。

(4) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて発熱量及びその他の数値により適切に判定を行うことができる。

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(3) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十六条第一項（防火設備に関するものに限る。）又は令第八十条の三第一号（防火設備に関するものに限る。）令第一百三十七条の十第一号ロ（4）の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 試験開口部をはさむ二つの室を行い、一方の室の音源から令第二十二条の三の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベルを測定するものである。

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 試験開口部をはさむ二つの室を行い、一方の室の音源から令第二十二条の三の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベルを測定するものである。

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 試験開口部をはさむ二つの室を行い、一方の室の音源から令第二十二条の三の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベルを測定するものである。

ホ 法第三十条第一項第一号又は第二項の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 温度及び湿度を調節できる装置を用い、夏季における温度及び湿度を適切に再現した試験により行うものであること。ただし、夏季における建築材料からのホルムアルデヒドの発散を適切に再現する場合においては、異なる温度及び湿度により行うことができる。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができる。

ヘ 法第二十二条第一項又は法第六十二条の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。

(2) 温度及び湿度を調節できる装置を用い、夏季における温度及び湿度を適切に再現した試験により行うものであること。ただし、夏季における建築材料からのホルムアルデヒドの発散を適切に再現する場合においては、異なる温度及び湿度により行うことができる。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができる。

ト 令第四十五条第一項若しくは第二項若しくは令第四十六条第四項又は施行規則第八

(施行期日)
第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条、第二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月一五日国土交通省）

(施行期日)

この省令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第一条（建築基準法施行規則第十一条の二の三第一項第四号の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同項第二号イの改正規定（第一百三十七条の十第四号）を「第一百三十七条の十第一号ロ（4）」に改める部分に限る）、同項第五号の表の（二）項の改正規定、同条第三項第二号の改正規定、同令別表第二の主要構造部の全部に関する法第二十一条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（主要構造部を「特定主要構造部」に改める部分に限る）、同表の主要構造部の一部に関する法第二十一條第二項の認定に係る評価の項の改正規定（第二項第二号）を「第二十一条第二項」に改める部分に限る）、同表の主要構造部の全部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める部分に限る）、同表の主要構造部の一部に関する法第六十一条の認定に係る評価の項の改正規定（「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める部分に限る）、同表の防火設備に関する法第六十一条の認定に係る評価の項の改正規定（「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める部分に限る）、同表の令第七十九条の三第二項の認定に係る評価の項の次に床、壁又は防火設備で区画された建築物の部分に関する令第百

八条の三第一号の認定に係る評価の項及び床、壁又は防火設備に関する令第百八条の三第一号の認定に係る評価の項を加える改正規定、同表の令第百八条の三第一項第二号の認定に係る評価の項の改正規定（「第一百八条の四第一項第二号」に改める部分に限る）、同表の令第百八条の三第四項の認定に係る評価の項の改正規定（「第一百八条の三第四項」を「第一百八条の四第四項」に改める部分に限る）、同表の令第百九条の三第二号ハの認定に係る評価の項の次に建築物の部分に関する令第百九条の人との認定に係る評価の項及び

防火設備に関する令第百九条の人との認定に係る評価の項を加える改正規定、同表の令第百二十一条第一項の認定に係る評価の項の改正規定（「第一百二十八条の六第一項」を「第一百二十九条の七第一項」に改める部分に限る）、同表の令第百二十九条の十五第一号の認定に係る評価の項の次に令第百三十七条の二の二第一項第八条の十第一号ロ（4）に改める部分に限る）、同表の令第百三十七条の十第四号の認定に係る評価の項の次に令第百三十七条の二の二第一項第八条の十第一号イ（2）の認定に係る評価の項までを加える改正規定、同表の令第百三十七条の十四号の認定に係る評価の項の改正規定（「第一百三十七条の十第四号」を「第一百三十七条の十第一号ロ（4）」に改める部分に限る）、同表の令第百三十七条の十一第一号イの認定に係る評価の項を加える改正規定（並びに同表の備考の改正規定に限る）及び第二条の規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年六月二八日国土交通省）

(施行期日)

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（附則第五条第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に定められた日から施行する。

一 第一条及び第九条の規定並びに附則第六条の規定（新機関省令第十四条に規定する指定確認検査機関の指定、新機関省令第二十三条に規定する指定確認検査業務規程の認可及び同条第二項に規定する確認検査業務規程の変更の認可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても、新機関省令の規定の例により行うこ

2 第六条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（以下この条及び次条において「新機関省令」という。）第十四条第十号の二（新機関省令第二十三条において準用する場合を含む。）及び第十七条第一項第二号（新機関省令第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例によること。

3 この省令の施行の際現に第六条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（次項において「旧機関省令」という。）第十五条第一号から第四号の二までに掲げる区分に従い改正法第四条の規定による改正前の建築基準法（以下この項において「旧建築基準法」という。）第十六条の二第一項（旧建築基準法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている者による指定区分については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、な

くは第二項において準用する場合を含む。）又は第七条の二第一項（旧建築基準法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている者による指定区分については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、な

お従前の例による。

この省令の施行の際現に旧機関省令第五十九条第十一号に掲げる区分に従い同項の規定による指定を受けた者とみなす。

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正に伴う準備行為）

第六条 新機関省令第十四条に規定する指定確認検査機関の指定、新機関省令第二十三条に規定する指定確認検査業務規程の認可及び同条第二項に規定する確認検査業務規程の変更の認可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行の日前においても、新機関省令の規定の例により行うこ

別記
第一号様式（第十四条関係）（A4）

封筒 第一号様式(第十四条関係) (A4)
年　月　日
国土交通大臣 地方整備大臣　監 査官
申請者の住所は 主たる事務所の所在地 郵便番号は本件の郵便番号
1 附表を受けようとする区分(確認検査員を複数名いる場合は複数名の区分を記入して下さい)、同表第77条の18 第14条第2項に記載の区分に記入して下さい。
2 附表を受けようとする区分(確認検査員を複数名いる場合は複数名の区分を記入して下さい)、同表第77条の18 第14条第2項に記載の区分に記入して下さい。
3 確認検査の実施を行った事務所の名称及び所在地
4 確認検査の実施を開始しようとする年月日
備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。 2 第14条第2項に記載の区分に記入して下さい。

第一号の二様式（第十四条関係）（A4）

2 建築確認、完了検査、中間検査又は仮使用認定を行う件数の推定理由を示す書類を添付すること。(指定の更新の場合を除く。)

3 指定の更新の場合には、前事業年度の実績を記載すること。

合	計	元	元
中間検査	件	元	元
既往歴調査	件	元	元

備考 1 申請日の基する事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内における販売実績

1 申請の日の属する事業年度の前事業年度から起算して過去25事業年度に行なった権限審査の件数(過渡の検査及び審査の権限検査の合計)

以下同じ。)を記載すること。ただし、建物物の安全性の確保を図る基準改編の一節を改正する法律(昭和18年法律第20号、以下「改正後

基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第22号)。以下「改正法」の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧基準法」といいます)の規定を用いる場合は、当該規定を「基準法等の一部を改正する法律(平成18年法律第22号)による改正前の建築基準法」として読み替えるものとします。

という。)第6条の第2項(旧基準法第87条第1項、第87条の2又は第88
くは第2項において準用する場合を含む。)又は第7条の2第1項(旧基準

又は第58条第1項若しくは第2項において適用する場合を含む。)の選定を受けている場合は、改正法の施行の日(平成19年6月29日)から起

定を受けている場合は、改正法の施行の日（平成19年6月20日）から起を経過する日までの間は、平成19年6月20日から申請の日の属する月始の日（前月までの間にないて行った被扶養検査の日数も記載する）

2 各事業年度ごとの確認検査の実施件数の内訳を記載した書類を

第三号様式（第十八条関係）（A4）

第三号様式（第十八条関係）（A4）

指定確認検査機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備大臣 総
知事

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称

名前若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の21第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 家変更後の名前若しくは住所又は事務所の所在地

2 变更しようとする年月日

3 变更の理由

備考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第四号様式（第十九条関係）（A4）

第四号様式（第十九条関係）（A4）

指定確認検査機関業務区域增加認可申請書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備大臣 総
知事

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

業務区域の縮小にかかる場合は、建築基準法第77条の22第1項の規定により、次のとおり届け出します。

1 業務区域の縮小の範囲

2 業務区域を増加しようとする年月日

3 業務区域を増加しようとする理由

備考 1. 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2. 第1条第1号から第5号まで、第7号、第9号、第10号の2、第13号、第15号及び第16号に属する書類を添付すること。

第五号様式（第二十条関係）（A4）

第五号様式（第二十条関係）（A4）

指定確認検査機関業務区域減少届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備大臣 総
知事

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称

業務区域を減少したので、建築基準法第77条の22第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 業務区域の減少の範囲

2 業務区域を減少した年月日

3 業務区域の減少の理由

備考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第六号様式（第二十四条関係）（A4）

第六号様式（第二十四条関係）（A4）

指定確認検査機関確認検査員登録等届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備大臣 総
知事

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称

確認検査員は副確認検査員の兼任（兼任）をしたので、建築基準法第77条の24第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 兼任（兼任）した確認検査員又は副確認検査員の氏名及び職位

2 兼任（兼任）の理由

備考 1. 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2. 兼任の場合は、結果の記載は不要。

第七号様式（第二十五条関係）（A4）

第七号様式（第二十五条関係）（A4）

指定確認検査機関確認検査業務承認可申請書

年月日
国土交通大臣
地方整備局長
監事申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

確認検査業務承認の認可を受けたいので、建築基準法第77条の27第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 許可に係る確認検査業務承認料を添付すること。

第八号様式（第二十五条関係）（A4）

第八号様式（第二十五条関係）（A4）

指定確認検査機関確認検査業務承認可申請書

年月日
国土交通大臣
地方整備局長
監事申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

確認検査業務承認の変更の認可を受けたいので、建築基準法第77条の27第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 変更の内容は、変更前の変更者を対象した原田様式の別添表を添付すること。

第九号様式（第二十七条関係）（A4）

第九号様式（第二十七条関係）（A4）

確認検査機関確認検査業務承認可申請書	
この様式は、指定確認検査機関としての登記の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の登録番号	登録登録番号()第 号 登録登録番号()第 号
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
施設の名称	
主たる事務所の住所	電話番号 ()
会員登録番号	
会員区分	
施設登録番号	
未登録登録番号	

備考 1 「指定区分」の欄には、指定確認検査機関が法第77条の24第1項の確認検査員を満たすものとして登録する場合は、登録登録番号を記入すること。
2 「登録登録番号」の欄には、同様に登録登録番号を記入。指定区分のうち、確認検査機関の登記の認可として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査事業登録登録番号に記載するものを記載すること。
3 「登録登録番号」の欄には、登録登録番号を記入。確認検査機関が法第77条の24第1項の登録登録番号に記載すること。
4 登録登録番号について公に見やすいように表示する場合における用語登録の大ささは、横40px以上、縦20px以上とすること。

第十号様式（第三十条関係）（A4）

第十号様式（第三十条関係）（A4）

指定確認検査機関業務承認可申請書

年月日
国土交通大臣
地方整備局長
監事提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称

確認検査の業務の一環（全般）の停止（廃止）をするので、建築基準法第77条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 休止（廃止）しようとする確認検査機関の業種の範囲
- 休止（廃止）しようとする年月日
- 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 休止（廃止）の理由

備考 提出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

算士量の三種式（第三十一角の三開併）（A.4）

指定構造計算適合性判定機関指定申請書

国土交通省
地方整備局

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築基準法第162条の2第1項の指定を受けたので、同法第77条の35の2第1項の規定により、申請します。

- 1 指定を受けようとする業務区域
- 2 構造計算適合性認定の業務を行う事務所の名称及び所在地
- 3 構造計算適合性認定の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合に、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第31条の3各号による書類を添付すること。

4) 第十号の二の二様式 (第三十一条の三関係) (A)
4) 第十号の二の三様式 (第三十一条の三関係) (A)

第十号の三様式（第三十一條の四、第三十一條の六関係）（A4）

第十九号の三様式（第三十一條の四、第三十一條の六関係）（A4）

指定構造計算適合性判定書開示書等変更届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長
知事

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

名前又は住所を変更するので、建築基準法第77条の3第2項又は第77条の35の
第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 变更後の名前又は住所
- 2 变更しようとする年月日
- 3 变更の理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を記載すること。
2 既存の建物をうちらかねます。第77条の3第2項、第77条の35の2第2項のうち、第77条の3第2項の規定による届け出を行ないます。

第十号の三の二様式（第三十一條の四の二関係）（A4）

第十九号の三の二様式（第三十一條の四の二関係）（A4）

指定構造計算適合性判定書開示書等変更届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長
知事

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称

構造部材の増加（減少）に係る認可を受けたので、建築基準法第77条の3第1項の規定により、次のとおり届け出します。

- 1 増加の構造部材の種類
- 2 増加の構造部材（減少）しようとする理由
- 3 増加の構造部材（減少）しようとする理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を記載すること。
2 既存の建物をうちらかねます。第77条の3第2項、第77条の35の2第2項のうち、第77条の3第2項の規定による届け出を行ないます。

第十号の三の三様式（第三十一條の六関係）（A4）

第十九号の三の三様式（第三十一條の六関係）（A4）

指定構造計算適合性判定書開示書等変更届出書

年 月 日

知事

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

構造部材適合性認定書を行なう事務所の所在地を変更するので、建築基準法第
77条の3第2項第2項又は第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 变更後の事務所の所在地
- 2 变更しようとする年月日
- 3 变更の理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を記載すること。
2 既存の建物をうちらかねます。第77条の3第2項、第77条の35の2第2項のうち、第77条の3第2項の規定による届け出を行ないます。

第十号の四様式（第三十一條の七関係）（A4）

第十九号の四様式（第三十一條の七関係）（A4）

指定構造計算適合性判定書開示書等変更届出書

年 月 日

国土交通大臣
地方整備局長
知事

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

構造部材適合性認定書の運送（搬出）をしたので、建築基準法第77条の35の2第
3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 運送（搬出）した構造部材適合性認定書の氏名及び品目
- 2 運送（搬出）の理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
2 運送の場合は、運送の会社に交付する書類を交付すること。

第十一号様式（第三十二条関係）（A4）

指定認定機関認定登録書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

建築基準法第68条の2第1項の規定を受けたいので、同法施行条例第7項の規定により、申請します。

1 指定を受けようとする義務区域

2 指定を受けようとする区分

3 認定等の業務を行う事務所の名称及び所在地

4 認定等の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 署名各号に掲げる書類を添付すること。

第十二号様式（第三十四条関係）（A4）

指定認定機関変更提出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所 又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地

2 変更しようとする年月日

3 変更の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第十三号様式（第三十五条関係）（A4）

指定認定機関兼務区域変更許可申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

業務区域の増加（減少）による許可を受けたいので、建築基準法第77条の40第1項の規定により、次のとおり届け出します。

1 業務区域を増加（減少）の範囲

2 業務区域を増加（減少）しようとする年月日

3 業務区域を増加（減少）しようとする理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第35条第1号から第3号まで、第7号、第13号及び第14号に掲げる書類を添付すること。

第十四号様式（第三十九条関係）（A4）

指定認定機関認定員選任等提出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

認定員の住所（郵便） 又は
主たる事務所の所在地
認定員の氏名又は名称

認定員の選任（解任）をしたので、建築基準法第77条の42第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 選任（解任）した認定員の氏名及び略歴

2 選任（解任）の理由

備考 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 解任の場合、略歴の記載は不要。

第十五号様式（第四十条関係）（A4）

第十五号様式（第四十二条関係）（A4）

指定期間認定等委員会認定書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定等委員会認定の認定を受けたもので、建築基準法第77条の4第1項前段の規定により、別紙のとおり申請します。

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 別紙に係る認定委員会認定書を添付すること。

第十六号様式（第四十条関係）（A4）

第十六号様式（第四十二条関係）（A4）

指定期間認定等委員会認定書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所 又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定等委員会認定の変更の認可を受けたもので、建築基準法第77条の4第1項後段の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後を对照した新旧条文の対照表を添付すること。

第十七号様式（第四十二条関係）（A4）

第十七号様式（第四十二条関係）（A4）

型式適合認定を行った旨の報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

報告者の住所 又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

型式適合認定を行ったので、建築基準法第77条の4第1項（建築基準法第77条の5第2項において準用する同法第77条の4第1項）の規定により、次のとおり報告します。

1 認定を受けた者の氏名又は名称

2 認定を行った型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類

3 認定番号

4 認定年月日

備考 1 報告者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 型式適合認定書の写しを添付すること。

第十八号様式（第四十二条関係）（A4）

第十八号様式（第四十二条関係）（A4）

型式部材等製造者の認定を行った旨の報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

報告者の住所 又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称

型式部材等製造者の認定を行ったので、建築基準法第77条の4第1項（建築基準法第77条の5第2項において準用する同法第77条の4第1項）の規定により、次のとおり報告します。

1 認定を受けた者の氏名又は名称

2 型式部材等の種類

3 認定番号

4 認定年月日

備考 1 報告者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 型式部材等製造者認定書の写しを添付すること。

第十九号様式（第四十二条関係）（A4）

国土交通大臣 殿
年 月 日報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名前報告者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
報告者が個人である場合は、代表者の氏名又は名前

1 認定の更新を受けた者の氏名又は名前

2 型式試験等の種類

3 認証番号

4 更新年月日

備考 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 型式試験等の種類の認証番号の写しを添付すること。

第二十号様式（第四十五条関係）（A4）

国土交通大臣 殿
年 月 日申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名前

認定等の業務の一部（全般）の休止（廃止）に係る許可を受けたいので、建築基準法第77条の第1項の規定により、次のとおり願します。

1 休止（廃止）しようとする認定等の業務の範囲

2 休止（廃止）しようとする年月日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）の理由

備考 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第二十一号様式（第四十七条関係）（A4）

国土交通大臣 殿
年 月 日申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名前

認定等の業務の一部（全般）の承認を受けたいので、同法第77条の第4項第2項において準用する同法第77条の第3項第2項の規定により、申請します。

1 承認を受けようとする認定等の業務

2 承認を受けようとする区分

3 認定等の業務を行う事務所の名前及び所在地

4 認定等の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第4項各号に掲げる書類を添付すること。

第二十二号様式（第四十八条関係）（A4）

国土交通大臣 殿
年 月 日提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名前

名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の第4項第2項において準用する同法第77条の第3項第2項の規定により、次のとおり願けます。

1 変更後の住所又しくは住所又は事務所の所在地

2 変更しようとする年月日

3 変更の理由

備考 提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第二十三号様式（第四十九条関係）（A4）

第二十三号様式（第四十九条関係）（A4）

承認認定機関業者区域增加届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

業務区域の増加に係る記号を記入しない場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
業務区域の記号から記号まで、第7号、第12号及び第14号並びに第15号及び第16号に係る
業務区域の記号及び引合に係る記号を記入すること。

1 業務区域の增加の範囲

2 業務区域を増加しようとする年月日

3 業務区域を増加しようとする理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 本件の提出から算りよりまで、第7号、第12号及び第14号並びに第15号に係る
業務区域の記号及び引合に係る記号を記入すること。

第二十四号様式（第五十条関係）（A4）

第二十四号様式（第五十条関係）（A4）

承認認定機関業者区域減少届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

業務区域を減少したので、建築基準法第54条第2項において許可する同項第1項の規定により、第12号及び第16号並びに第15号に係る
業務区域を減少すること。

1 業務区域の減少の範囲

2 業務区域を減少した年月日

3 業務区域の減少の理由

備考 届出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

第二十五号様式（第五十一条関係）（A4）

第二十五号様式（第五十一条関係）（A4）

承認認定機関認定員選任等届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称

認定員の選任（解任）をしたので、建築基準法第54条第2項において許可する同項第1項の規定により、第12号及び第16号並びに第15号に係る
業務区域の記号及び引合に係る記号を記入すること。

1 選任（解任）した認定員の氏名及び認定員

2 選任（解任）の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 解任の場合は、略歴の記載は不要。

第二十六号様式（第五十二条関係）（A4）

第二十六号様式（第五十二条関係）（A4）

承認認定機関認定等業務実績証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定等業務実績の記述を記入しない場合は、建築基準法第54条第2項において許可する同項第1項の規定により、別紙のとおり記載します。

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 但しに添付認定等業務実績証明書を提出すること。

第二十七号様式（第五十二条関係）（A4）

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名前

認定基準第77条の第1項後段の規定により、次のとおり記載します。

1) 変更の内容

2) 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後に対照した新旧文の对照表を添付するところ。

第二十八号様式（第五十三条関係）（A4）

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名前

認定等の要路の一括（全額）の停止（廃止）をするので、建築基準法第77条の54第2項において準用する同法第77条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1) 休止（廃止）しようとする認定等の業務の範囲

2) 休止（廃止）しようとする年月日

3) 休止しようとする場合にあっては、その期間

4) 休止（廃止）の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第二十九号様式（第五十八条関係）（A4）

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名前

建築基準法第66条の第3項の規定に付さないもので、同法第77条の56第2項において準用する同法第77条の3第2項の規定により、申請します。

1) 施設を受けようとする事業区域

2) 施設を受けようとする区分

3) 性能評価の業務を行う事務所の名称及び所在地

4) 性能評価の業務を開始しようとする年月日

備考 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第68条各号に掲げる書類を添付すること。

第三十号様式（第六十条関係）（A4）

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名前

名前を直しくは住所又は事務所の所在地を記載するので、建築基準法第77条の56第2項において準用する同法第77条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1) 変更後の名前若しくは住所又は事務所の所在地

2) 変更しようとする年月日

3) 変更の理由

備考 届出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第三十一号様式（第六十一条関係）（A4）

第三十一号様式（第六十一条関係）（A4）

指定性能評価機関業務認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は
登記上の所在地
申請者の氏名又は名称

業務区域の増加（減少）に係る件を受けたので、建築基準法第77条の96第二項において規定する同法第77条の42第一項後段1項の規定により、次のとおり申請します。

1 業務区域の増加（減少）の範囲

2 業務区域を増加（減少）しようとする年月日

3 業務区域を増加（減少）しようとする理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第68条第1項から第4項まで、第7号、第11号、第14号及び第15号に
掲げる事項を記載すること。

第三十二号様式（第六十五条関係）（A4）

第三十二号様式（第六十五条関係）（A4）

指定性能評価機関評議員選任等認出書

年 月 日

国土交通大臣 署

評議員の住所又は
登記上の所在地
申請者の氏名又は名称

評議員の選任（解任）をしたので、建築基準法第77条の96第二項において規定する同法第77条の42第一項後段3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 選任（解任）した評議員の氏名及び略歴

2 選任（解任）の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 解任の場合、解任の記載は不要。

第三十三号様式（第六十六条関係）（A4）

第三十三号様式（第六十六条関係）（A4）

指定性能評価機関性能評価業務認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は
登記上の所在地
申請者の氏名又は名称

性能評価業務認可の届けを受けたので、建築基準法第77条の96第二項において規定する同法第77条の42第一項後段3項の規定により、次のように申します。

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 速的に係る性能評価業務課程を行なうこと。

第三十四号様式（第六十六条関係）（A4）

第三十四号様式（第六十六条関係）（A4）

指定性能評価機関性能評価業務認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は
登記上の所在地
申請者の氏名又は名称

性能評価業務認可の届けを受けたので、建築基準法第77条の96第二項において規定する同法第77条の42第一項後段3項の規定により、次のように申します。

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 1 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照した新旧文の对照表を添付すること。

第三十五条様式（第七十条関係）（A4）

国土交通大臣 緋

年 月 日

申請者の住所又は
生産者登録番号又は
申請者の氏名又は名称性能評価の業務の一環（令和〇年六月三十日止）に係る性能評価の業務の範囲
基準審査法第6条の2項の規定に基づいて実施する所定の基準及び第6条の2項の規定により、次
のとおり記載します。

- 1 住所（現止）しょとうする性能評価の業務の範囲
- 2 住所（現止）しょとうする年月日
- 3 住所しょとうする場所にあては、その範囲
- 4 住所（現止）の理由

備考 中請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第三十六条様式（第七十二条関係）（A4）

国土交通大臣 緋

年 月 日

申請者の住所又は
生産者登録番号又は
申請者の氏名又は名称

建築基準法第68条の2項の規定を受けた上で、同法第77条の規定により、申請します。

- 1 承認を受けようとする業務の範囲
- 2 承認を受けようとする年月日
- 3 性能評価の業務を行なう事務所の名称及び所在地
- 4 性能評価の業務を開始しようとする年月日

備考 1 中請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第72条各号に掲げる書類を添付すること。

第三十七条様式（第七十三条関係）（A4）

国土交通大臣 緋

年 月 日

申請者の住所又は
生産者登録番号又は
申請者の氏名又は名称名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、建築基準法第77条の2項において
用いられる同法第77条の2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 中請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。

第三十八条様式（第七十四条関係）（A4）

国土交通大臣 緋

年 月 日

申請者の住所又は
生産者登録番号又は
申請者の氏名又は名称業務区域の増加に係る届け出を受けたので、建築基準法第77条の2項において
用いられる同法第77条の2項の規定により、次のとおり届け出します。

- 1 業務区域の増加の範囲
- 2 業務区域を増加しようとする年月日
- 3 業務区域を増加しようとする理由

備考 1 中請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
2 第68条第3項から第5項まで、第77条、第19条、第19条及び第10条
に第7条第1号及び第2号に掲げる書類を添付すること。

第三十九号様式（第七十五条関係）（A4）

第三十九号様式（第七十五条関係）（A4）

承認状評価機関業務区域縮小届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

提出者の住所又は
〒
提出者の名又は名称

業務区域を減少したので、建築基準法第77条の3第2項において準用する同法第77条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建築区域の減少の範囲

2. 業務区域を減少した年月日

3. 建築区域の減少の理由

備考 届出者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

第四十号様式（第七十六条関係）（A4）

第四十号様式（第七十六条関係）（A4）

承認状評価機関評価員選任届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

提出者の住所又は
〒
提出者の名又は名称

評価員の選任（解任）をしたので、建築基準法第77条の3第2項において準用する同法第77条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 選任（解任）した評価員の氏名及び略歷

2. 選任（解任）の理由

備考 1. 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

2. 解任の場合は、略歷の記載は不要。

第四十一号様式（第七十七条関係）（A4）

第四十一号様式（第七十七条関係）（A4）

承認状評価機関性能評価業務認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は
〒
申請者の名又は名称

性能評価業務認可を受けた上で、建築基準法第77条の3第2項において準用する同法第77条の2第3項の規定により、届け出の規定により、次のとおり申請します。

備考 1. 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

2. 既刊行済の評価機関登録証を奉行すること。

第四十二号様式（第七十七条関係）（A4）

第四十二号様式（第七十七条関係）（A4）

承認状評価機関性能評価業務変更認可申請書

年 月 日

国土交通大臣 署

申請者の住所又は
〒
申請者の名又は名称

性能評価業務認可を受けた上で、建築基準法第77条の3第2項において準用する同法第77条の2第3項の規定により、届け出の規定により、次のとおり申請します。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

備考 1. 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載すること。

2. 変更の内容は、変更前及び変更後を別紙した新田名文の対照表を添付すること。

第四十三号様式（第七十八条関係）(A4)

承認性能評価書関係休止届出書

年 月 日

国土交通大臣 署

提出者の住所又は
提出者の氏名又は名称

性能評価の業務の一環（会社）の休止（廃止）をするので、建築基準法第77条の
第2項において準用する同項第7条の3第1項の規定により、次のとおり届け出
ます。

- 1 休止（廃止）しようとする性能評価の業務の範囲
- 2 休止（廃止）しようとする年月日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）の理由

備考：提出者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。